

第1章 完了検査の手続き

1. 完了検査に係る手続きの流れ

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）（参考：本書p147に指針告示（抄）を掲載。）において、建築主事等が行う完了検査に関する指針が定められている。この指針に則って、省エネ基準への適合義務対象建築物に係る審査及び検査の手続きの流れを図1-1に示す。

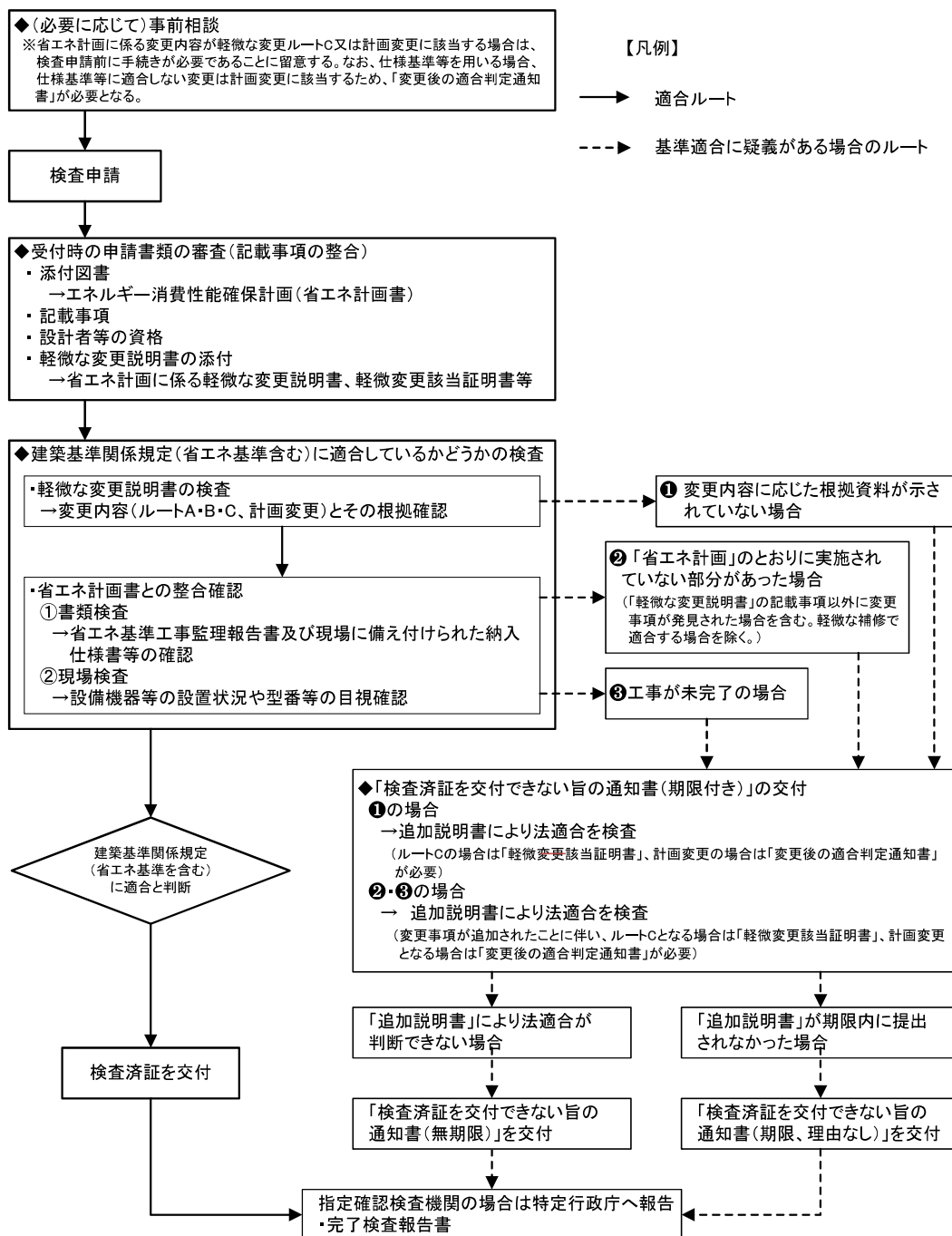


図1-1 省エネ基準に係る完了検査の流れ